

2015年11月30日
全国港湾15発第51号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎
中央事前協議会
労 側 代 表 玉 田 雅 也

APL 社に係る作業体制等報告について指示（緊急）

標記に関し下記要領にて対応・報告するよう指示します。

記

1. 各中央単組・地区港湾は APL 社（革新船）に係る次の項目の作業体制について書面で以て、全国港湾書記局まで早急に報告されたい。（FAX 可）
 - (1) APL 社に係るフルコンテナ船の作業体制
 - (2) APL 社に係る RO/RO 船（自動車専用船に KD 及びその付属部品等併積のものを含む）の作業体制
 - (3) その他、事前協議制度での対象革新船の作業体制
 - (4) 上記の作業体制とは次の項目とする
 - ① 港名・バース名
 - ② 航路・寄港数(例：週1便)
 - ③ 元請事業者・作業事業者・検数・検定事業者
 - ④ その他、付記すべき事項について（任意事項）
2. 上記指示について、各中央単組は縦指示を取り組まれたい。
3. 尚、報告については、可及的速やかな対応とし、遅くとも12月3日(木)までに報告されたい。

以 上